

平成二十七年四月三日受領  
答弁第一六五号

内閣衆質一八九第一六五号

平成二十七年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県の指示に対する沖縄防衛局の見解と農林水産省への申し立てに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県の指示に対する沖縄防衛局の見解と農林水産省への申し立てに関する質問に対する答弁書

一から六までについて

普天間飛行場代替施設建設事業における岩礁破碎等の許可に関し、平成二十七年三月二十三日付けで沖縄県知事が当該事業の事業者である沖縄防衛局に対して行った「県の調査が終了し、改めて指示をするまでの間、当該許可区域を含め、当該工事に係る海底面の現状を変更する行為の全てを停止すること」を求めるとの指示については、同月二十四日付けで行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求が同局からなされ、現在、農林水産省において審査中であることから、これに関するお尋ねについては答弁を差し控えたい。

また、御指摘の「同局は沖縄県の申し入れを受け入れ」や「責任ある対応」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、沖縄県による平成二十六年防衛省告示第二百二十三号により示された臨時制限区域への立入りのための申請について、所要の手續に従って、米側に伝達している。